

第四回 鮑山市議水足夠水足議（第三中）

一、昭和五十五年十二月九日（火曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

一番 神田 守 隆

三番 綱島 憲治 勤

五番 福原 豊 治

八番 石井 昌 治

一一番 林 豊 治

一三番 近藤 好 雄

一五番 伊藤 幸太郎

一七番 黒川 平 治

一九番 石井 輝 久

二一番 吉田 勇 治

二三番 菊井 敏 博

二五番 五十嵐 正

二七番 石井 昇

二九番 安西 益 男

一、欠席議員 一名

三〇番 山口 康

一、出席説明員

第一号から監査委員を除く

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程（第三号）

昭和五十五年十二月九日午前十時開議

日程第一

議案第六十一号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六十二号 損害賠償の額の決定について

議案第六十三号 館山市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六十四号 昭和五十五年度館山市一般会計補正予算（第三号）

議案第六十五号 昭和五十五年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第六十六号 昭和五十五年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第一号）

議案第六十七号 昭和五十五年度館山市水道事業特別会計補正予算（第一号）

議案第六十八号 昭和五十五年度館山市国民宿舎事業特別会計補正予算（第二号）

日程第三 請願第四号 館山幼稚園園舎早期建設実現に關する請願書

開議 午前十時二分開議

○議長（五十嵐 昇君） 本日の出席議員数二十七名、これより第四回市議会定例会第三日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長(五十嵐 昇君) 日程第一、議案第六十一号乃至議案第六十三号の各議案を一括して議題といたします。

質 疑 応 答

○議長(五十嵐 昇君) これより質疑に入ります。

通告がありますので発言を許します。

二〇番議員石井武敏君。御登壇願います。

(二〇番議員石井武敏君登壇)

○二〇番(石井武敏君) 私は議案の六十二号と六十三号について通告してございますので質問申し上げます。

まず、議案第六十二号でございますが、説明によりますと、損害賠償額の決定でございます。じん芥収集車と原動機付自転車が接触した事故だというふうに説明されております。私は今回のこの議案を通じまして、市役所の所有する車が交通事故を起こした場合をいろいろと想定をしてみたわけでございます。館山市職員特に従事する労働時間の大半が車に乗っているという場合が多い部分もございます。ですからこうした交通事故を防止するための交通道徳とか事故防止のための教育といふものはやはり怠ってはならないよう思えるわけであります。この事件に関しましては非常に軽傷で済んでいるように思えるわけでありますが、現在の館山市の所有している車は約百台になんなんとしています。毎日何らかの用途に使用されているわけですが、私は第一に交通事故を防止するための教育が必要であると思いますし、第二に何もし万一事故が発生した場合の直後の整然とした処置の仕方、これが大事だと思います。そして、第三には事故処理に至る、解

決に至る十分な損害賠償保険が活用できるような体制が必要であります。

こうした事故と事後処理、特に補償のすぐれた保険に加入することが肝要であるように思いますが、こうした市役所のいろいろな車を活用しているという現状を背景にしまして、今回の事故に關しまして、まず損害賠償額の算定がどのような基準でなされるか、一般的に使用されている数値の基準でなされているか、そのへんの説明をいただきたいと思います。

第二点目の六十三号でございますが、奨学金の貸付条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは日本育英会の貸付対象範囲の拡大に基づきまして、本市もその奨学資金貸付対象範囲を広げようと、今まで範囲になかった専修学校もこの範囲に入れるというような議案でございますが、これは有能な人材を世の中に送り出すという非常に大切な制度であろうと思います。

ます。

現在、例をとつて申し上げますと、大学の入試に際しましては、一般的には七十万から八十万の入学準備金、あるいは受験時からならないよう思えるわけであります。この事件に関しましては通算しますと約百万円になんなんとする資金が必要であるというよういわれております。今でございますので、この制度の運用がスムーズに、また効果的に活用されることを希望する立場からこの制度の具体的な面を、いわゆる貸付制度の対象者の掌握はどういうになされているかとばう点につきましてまずお尋ねいたしたいと思います。

よろしく御答弁をいただきたいと思います。以上です。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

議案第六十二号の損害賠償額の算出の根拠でございますけれども、館山市の車両はすべてが社団法人全国市有物件災害共済会へ加入をしてございまして、その損害の算定も全国市有

物件災害共済会の自動車損害対人損害賠償額認定基準というものがござりますので、それによつてやつてしているわけでござります。

その結果、医療費が八万八千三百八十円、休業補償が七万円、傷害慰謝料が十五万円という数字が出てきましたわけでござります。

その総計を今回御承認をお願いしたいわけでござります。なお、損害賠償額につきましては、きわめて丁寧に話し合いが行われたことを申し添えたいと存じます。

次に、議案第六十三号の奨学資金の貸付対象者の数についての把握ということでござりますけれども、特に把握ということはございませんで、毎年入学時期の前に広報によつてこういう制度があることをお知らせし、それによつて希望者を募つておられるわけでございます。

なお、最近の状況を申し上げますと、昭和五十三年度は申し込み者が十二名でございまして、貸付者は十名、昭和五十四年度は九名の申し込みでございまして、これは全員でございます。昭和五十五年は二十一名に対しまして七名となつております。本年度特に貸付者が少なかつたのは、貸付内定者が入学試験に合格しなかつたというために生じたことでござります。

なお、来年度以降の貸付者につきましては、今回の改正趣旨にのつとりまして資金財源等を考慮しながら、専修学校高等課程及び専門課程で四名程度を考えているところでござります。

なお、専修学校の高等課程は月額七千円、専門課程は月額一万四千円を予定をいたしております。

以上、答弁を終ります。

○二〇番(石井武敏君) ただいま御答弁を受けたわけでござりますが、何点か御質問いたします。

損害賠償の六十二号でござりますけれども、これは全国災害共済会といふのに車の保険が入つてゐる、共済制度といふ形で入つてゐるようですが、全国の地方自治体がほとんど入つてゐる、全国の地方自治体で共済制度ができる組合のようにとれるわけでございますが、そのへんはどうでしょか。

この共済制度に支払う一台の、たとえば事故を起こした車の場合の掛金といいますか、それは幾らぐらいかけてあるものでしょか。私は事故の内容によりまして掛け金の額が差が出てくると思います。対人あり、対物あり、搭乗者あり、掛ける内容によりまして金額が変わつくると思いますが、その内容をお示し願いたいと存じます。

それから、この説明書を見ますと、「ごみ搬出場所で積込作業中、後方より進行して来て収集車の右側を通過しようとした田辺鶴代氏運転の原動機自転車に気づかずドアを開けたため、原動機付自転車がドアに接触し転倒した際、運転していた田辺鶴代氏が負傷した事故」であるというように説明がされておりますが、事故の内容が非常に簡単な——簡単などといいますか、ちょっと氣

をつければよかつた、ドアを開けるときは後ろを見てから開けるのが基本だと思うんですが、そういう基本的なものを怠つてゐるから起こしたようだに説明がでてゐるわけでござりますけれども、非常に急いでいたのかどうか考へられるわけです。最近の収集車の様子を見ますと、非常に急いで片づけて、非常にあわただしく処理をして立ち去つていくという光景をよく目の当たりにするわけですけれども、仕事そのものが過密なんでしょうか。そのへんを御答弁願いたいと思います。

それから、六十三号のほうでございますが、人数としては、ずっと過去三年間たどつてきますと、今までの貸付人数は七名、九名、十名というように大体十名前後という数が数字的に出てきております。この貸付範囲は拡大されますので、当然もとなる資金、資本というのが増額が必要ではないかと思うんですが、これも確かに申し込みをしてみないとどのくらい量的な、数字的なものがつかめないという理由があろうかと思ひますが、決して今までと同じようなには考えられないわけであります。私も現に申し込みを行いましたところ専修学校であるということでお断りをされた事例もあるわけでございますが、当然ふえてくるであろうというような感じもするわけであります。この原資となるもの、いわゆる資本となる資金、これは新年度増額を見込んでいくものでしようかどうかどうか。

それと、昭和五十五年度二十二名中七名、申し込んで貸付対象となつた方が非常に少ないというのは、合格をしなかつたから、ただ「しなかつた」というような説明がございましたけれども、この奨学資金を貸し付けるための、市長から諮詢を受けて奨学資

金を貸し付けるかどうか適否を答申する運営審議会というのは、どういうもので運営されていますか。質問申し上げます。

○民生部長（鈴木 力君）まず第一点の社団法人全国市有物件災害共済会でござりますけれども、これにつきましては全国市長会でこの制度を実施しておるわけでございまして、したがいまして全国の各市がそれぞれ加入しておると思われるわけでございます。それから、掛金の内容でござりますけれども、対人関係につきましては五千円までございます。対物につきましては三百円。

それから、今回の事故の内容でござりますけれども、確かに本件につきましてはごみ収集車を運転しておりました衛生作業員につきまして、たまたま後方不確認による不注意、いわゆる安全運転義務違反というようなことでございまして、大変申しわけないことをおこしたわけでござりますけれども、ついマナーを無視しましておこした事故でございます。

それから、次に奨学資金の貸付関係でござりますけれども、対象者が今回の改正によりまして増加するわけでござりますけれども、新年度いわゆる基金の増額を考えるかということでございまます。五十六年度貸し付けいたす見込みのものが大体高校五名大学五名、支度金三名、それに新たな今度の専修学校へ入学する対象者四名ということござります。現在の積立金の運用をいろいろ計算してみると、五年間の間はいわゆる净財として寄付されますが寄付金、これを見込まなくとも一応は見込んだ人間だけは

貸し付けられる、こういう計算を立てたわけでございます。しかしながら毎年奨学資金のほうに寄付がございまして、五十六年度におきましても若干の寄付というものを見込んでおるような次第でございます。したがいまして当分の間現在の積立金におきましての運用が図れる、このよう……。

それから、奨学資金を貸し付けるにあたりましての、いわゆる運営審議会なるものは現在のところございませんで、事務当局あるいは市長におきまして厳重に審査をいたしまして、適切な貸し付けといふものを行つております。もちろん貸付基準につきましては従来から設定しております、この基準に従いまして貸し付けを決定しております。

○二〇番（石井武敏君） いまの御答弁でほとんど了承はしておりますが、損害賠償の事故のほうでござりますけれども、仕事が過密ではないかという質問の答えが返つてきてないのでお願ひいたしたいと思います。

それから、ただいまの御説明のいわゆる共済掛金の掛け方でございますが、対人が五千万、対物が三百万、これでほとんど一人が五千万以上出るという判例はないことはないでしょうが、

ごくまれでありますので、十分と思いますが、この中で塔乗者に対する掛け金が入ってないんですが、それは必要ないというふうに考えられているんですか。たとえば塔乗者というのは、事故を起こした場合に、従業員が何人か乗つているわけでございますので、その乗っている、塔乗者に対する保険というワク組みがあると思います。この塔乗者に対する考え方、要するにぶつかった相手の医療費、それから慰謝料のもの、それからぶつかった相手の車の

もの、これは出てきていいわけですね。こういった塔乗者保険に對しては必要ないという觀点に立つていらっしゃるわけですか。ちょっと質問を拡大させていただきます。たとえば移動入浴車のような場合、これは当然塔乗者保険が必要になつてくると思いますが、こうした塔乗者保険が——当然塔乗者がいるというふうになつてあるんでしょうか。私も事故のないようにはみながらまた事故を起こした場合に速やかに解決できるようにしてもらいたいという願いからこの質問をしておるわけでございます。

それから、貸付金の制度でございますが、今後五年間程度は希望に準じて、希望を満たすだけの資金は運用できるであろう、それができなければ寄付金倍増するような何か御答弁がありましたけれども、その寄付金というのはどういうものなんでしょうか。奨学資金として使つてもらいたいという篤志家からの寄付金が相当見込まれているものか。「寄付金」ということとばが入つてきたのでお尋ねいたしたいと思います。この制度は大変すぐれた制度でございますので、効率ある運用をぜひともお願ひいたしたいと思うわけであります。

○民生部長（鈴木 力君） 作業の場合同乗者がいるわけでござります。また今回実施いたしました入浴搬送車につきましても、もちろん三名程度の同乗者がいるわけでございます。いずれにいたしましても万一事故がございました場合には、地方公務員災害共済制度を適用させるものでございまして、これにつきましても当然加入しておるわけでございます。

それから、奨学資金の貸し付けでございますけれども、寄付金

につきましては毎年団体もしくは個人から奨学資金という名指しと、福祉全般に対する寄付という形で净財が寄付されるわけでございます。五十六年度におきましても、寄付金というものを一応見込んで……。

作業の過重という問題でございますが、ごみの作業につきましては、各地域の収集計画によりまして行つてあるわけでございまして、現在におきましてはそう過重ではないというふうに考えております。

○二〇番（石井武敏君） 六十二号に關しましては了承いたしました。

六十三号の貸付制度でございますが、奨学資金として運用してもらいたいという寄付金があるというようなことでございますが、これは、たとえば五十五年度はどの程度そういう寄付金があつたのでしょうか。

それから、もう一点だけお尋ねいたします。奨学資金を貸し付けるための、奨学生の適否を審議する審議会の会員といふものは何名で決定していくんでしょうか、よくわかりませんので、もうべん明らかにしていただきたいと思います。

○民生部長（鈴木 力君） 奨学金に対する五十五年度の寄付金でございますけれども、今まで五十三万二千五百余円の寄付金がございます。

それから、奨学資金を貸し付ける審議会といふものは、先ほど説明いたしましたとおり現在そういう機関、制度はございません。

○議長（五十嵐 昇君） 以上で二〇番議員君の質疑を終りますが、通告をしない議員で御以上で通告者による質疑を終りますが、通告をしない議員で御

質疑ございませんか。

○七番（古賀礼四郎君） 六十二号の議案について幾らかお尋ねいたします。

国家公務員の場合には、国家賠償法によつて作業の事故について処置しておりますが、当市の場合こういう災害保険に入つておりますので、そういう賠償については問題ないと思ひますが、車両員等の適正な人事管理がなされているか。事故を起こす者は大体重ねて事故を起こす、起こさない者は起こさないというようなことで、車両員と指定されている者に対する人事管理、適性検査をどう考えているか。どうしても適性がない者については配置がえをしているかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、責任問題でございますが、軽微な事故でしたので額も少ないのでございますが、これがもつと少ない、たとえば一万円以下の場合、わざわざこういう手続きをとっているか。たとえばほかの予算で始末をしておられないか、この点をお尋ねいたしたい。たとえば市長交際費とか議長交際費、そういうもので始末された前例はないかお尋ねいたしたいと思います。

それから、事故を起こした者に對して求償権といふものを行はれてあるか。この場合ちょっと過失があると思うんです。車両員自身の過失が、後ろを見なかつたという過失があると思います。無過失でなくて本人の過失があるので、それに対しても求償権を使られているかどうか。市に取めておられるかどうか。この点を質問いたしたいと思います。

それから、今後事故を起こさないためにどのような計画でおられますかということを重ねてお伺いいたしたいと思います。

○総務部長（石田雄一君）　まず公用車の事故に対します人事管理の点でございますけれども、これは公務に限らず、いわゆるマイカー通勤にからみましての交通の道德意識の徹底、こういったものは常々職員に呼びかけてござりますけれども、事業所におきます交通管理の問題につきましては、交通安全管理者を置きまして、これは大体車両十台に一人の割合という形で置いてあるわけでございます。その管理者を通じての人事管理が現在なされてゐるわけでございます。

それから、事故の場合の求償権行使されるかという関係でござりますけれども、重大な過失の場合にはそれ相応の対処がござりますけれども、ごく軽易の場合につきましては今回の事例のような示談等の手順によりまして円満な解決を図っていくという方法を講じておるわけでございます。

○七番（古賀礼四郎君）　円満な解決ばかりしておりますと、つい作業員が事故を起こしても役所がうまく処理してくれるんだというような安易な気持ちになりかねないと思うんです。やはり公用車となりますと、自分の所有の車と違いまして、運転中も管理も個人のものよりすさんになつてくるということで、こういう事故を起こしたらいろんな点で——ほかのことを申して申しわけないんですが、國家公務員の場合には処罰があります。減給幾らとか、十分に反省してもらう意味において配置がえをしたりすることがあります。そういう点で、今まで市の職員で処罰をされたことがあるか。まあまあいつも済ませているのか。その点をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（石田雄一君）　最初の質問でございますけれども、円

満な解決という形におきましては、一応保険の範囲内におきまして先方との話し合いでおさまれば一応円満な解決という解釈になりますかと思いますけれども、それを越えましてなおかつ先方と折衝せざるを得ないという形においては、その問題を煮詰めまして最終的に議会の議決によりまして損害賠償額の議決をいただくということになるわけでございます。

それから、事故に対する職員の扱いでございますけれども、これは当然人事考課上の、その要素に入りますけれども、過去の事故を起こした職員に対する実例では最高休職の該当した職員もあります。

○七番（古賀礼四郎君）　先ほどの石井議員の質問にもありましたが、一年に一べんぐらい適性検査をなすつてはいるか。本当に車両に適さない人も免状を取つて中にはいるわけでございます。そういう人を今後配置がえをしていかないと、また事故を起こすという懸念があるわけでございまして、適性検査はどういう方法で行つてあるかお伺いいたします。

○総務部長（石田雄一君）　今後交通事故対します防止の観點からいろいろと詰めるべき問題があろうと思いますけれども、特に車両運転従事者の職員に対します適性検査、年一回程度という御指摘がありましたが、そのへんの標準的な回数はともかくとして、若干現在の体質の中では反省すべき余地をございますので、今後に向けましていま一層慎重に検討していきたいと考えます。

○七番（古賀礼四郎君）　了解しました。終ります。

○議長（五十嵐昇君）　他に御質疑ございませんか。——御質疑

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（五十嵐昇君） ただいま議題となつております議案第六十一号乃至議案第六十三号の各議案はお手もとに配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案の上程

○議長（五十嵐昇君） 日程第二、議案第六十四号乃至議案第六十八号昭和五十五年度館山市一般会計及び特別会計補正予算を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（五十嵐昇君） これより質疑に入ります。

通告がありますので順次発言を許します。

二〇番議員石井武敏君。御登壇願います。

（二〇番議員石井武敏君登壇）（拍手）

○二〇番（石井武敏君） 私は、六十四号につきまして六点ほど通告してございますので、通告に基づきまして御質問申し上げたいと思ひます。

まず、第一点は補正予算の中の一〇ページの七款一項一日の交通安全対策特別交付金の減額の理由について問うているわけでござります。昨今の事故発生数を見てみましても、まだ相当の事故発生の数値があらわれています。館山市内の交通安全施設の必要な個所というものもまだあちこちに数多く見受けられますので、

この減額になつた理由を御説明願いたいと思います。

第二点目としまして、同じ一〇ページの一〇款の一項三日の一

節小学校教材費負担金、中学校教材費負担金の減額について、減額の理由を求めます。教材につきましては、いわゆる年間の教育目標が設定されまして教育方法が決定されました段階で、その教育方法に基づきましてどのような教材が今年度は必要であるといふことで予算の見積もりになると私は思いますので、教材費の減額というものはその当年度の予定された教育効果がそれだけ落ちてくるということになりますかと、いう懸念からこの質問を申し上げて、いる次第でございます。減額の理由を御説明願いたいと思います。

それから、一ページの一〇款二項四目一節の生涯教育学習事業費の補助金の減額でございます。この減額は金額は非常にわずかでございますが、私はこの減額になつております家庭教育学級補助金、婦入学級補助金、これにつきましては、特に家庭学級については非常に重要な部門であるというように感じましたので質問として取り上げたわけでございます。いわゆる家庭学級におきましては現代っ子の教育とか、家庭での児童教育というような範囲のものが含まれて思ひます。最近校内暴力とか、あるいは小学生の理由のない自殺等々、今まで想定できなかつたような幼児の事故が起つております。これは最近のテレビや社会の動向の影響でもあると思いますが、現在の児童教育のあり方といふものがもう一步見直されいかなければならぬという時期に差しかかっているというようく判断をしております。どうした

現在の児童を取り巻く社会的な環境、背景を考えてみましたとき

に、三つ子の魂百までということわざもありますが、いわゆる小学校の低学年におけるその時代になすべき教育といふものが非常に、改めて考えなおされるときに入っていると思いますので、こうしたことから減額の理由について説明を求める。

次に、二四ページの二〇節の老人ホーム収容措置扶助費の増額でございます。この扶助費の増額について、増額されるのであるから何か生活内容が改善されるんではないかというように考えたわけでございます。これがどのように改善されていきますか御質問申し上げます。私は、今回この扶助費の質問を通じまして、老人ホームの日々の生活の程度というものをここで明らかにしていただきたいと思いますので、まず扶助費の増額の内容について御説明を求める。

続きまして、二九ページの六款一項三日の農業振興費の中の野菜指定産地整備近代化事業補助金の減額の理由でございます。これらは農耕機具の補助金の減額でございます。農耕機具は御承知のように年々新しいものが開発されてきております。これはいわゆる県、国の補助対象事業としてのレタス栽培における機械類の購入に対する補助金。補助の対象として認定されないので事業を中止したためでありますと、いように説明が出ておりますが、国、県の補助対象として認定されなかつた理由について何かお尋ねをする次第でございます。

最後に三七ページの三目一五節の工事請負費でございます。九重小学校校舎改築工事請負費でございますが、これは当初の全面改築の予定であったものが一棟が危険校舎としての補助対象となりなかつたので、改築面積を補助対象面積だけにしたためにこれ

だけ減額になつたということでございます。で、危険校舎として補助対象になぜならなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたいと思います。

以上、御質問申し上げます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、交通安全対策特別交付金の減額理由の御質問でございます。御案内のように交通安全対策特別交付金は、昭和四十二年道路交通法の一部改正によりまして、交通反則通告制度が創設されまして、この制度によって納付される反則金の収入額に相当する金額を特別交付金として都道府県に三分の一、市町村に三分の一が交付されることになつてゐるわけでございます。本年度におきましては当初予算において五十四年度の決算見込み額を踏まえて九百万円を計上したのでございますが、県よりの交付決定が六百九十六万八千円となつたために減額をいたしたものでござります。

その理由といたしましては、住民の交通安全に対する意識の高揚と各機関における交通安全思想の普及の効果等によりまして反則金の収入が減少したためと思われます。

次に、小、中学校教材費負担金の減額理由でございますが、これは小、中学校教材費の国庫負担金でございまして、予算編成においては過去の補助金実績を勘案いたしまして、学級単価、小学校五万三千五百七十円、中学校八万五千九百六十円、さらに特殊学級四万三千七百二十円、言語治療学級六万三千円の平均九・五

多増を見込み、予算をお願いしたわけでございますが、本年十一月に三・六多増の交付決定に終りましたために減額をお願いする次第でございます。

次に、家庭教育学級、婦人学級等に対する国庫補助金の減額の理由でございますが、この補助金につきましては各市町村とも要望が非常に多く、國からの配分額、過去の実績、市町村間のバランス等を考慮して決定されるわけでございます。本年度当初予算に計上しました家庭教育学級補助金は二学級分十万円で、婦人学級補助金は一学級分五万円でございますが、決定されました補助金は家庭教育学級の一学級分五万円でございましたので、補助金の対象になりませんでした家庭教育学級一学級分五万円、婦人学級一学級分五万円の合計十万円を減額補正するわけでございます。

この決定は七月十四日付で内定通知を受けたわけでございます。

次に、老人ホームの扶助費に関する御質問でございますが、その増額の理由は、老人ホーム入所者が当初推定された人員よりも七名増加をいたしましたので、これに対する措置費の追加でござります。特に改善のためということではございません。措置費につきましてはホームごとの定員、所在等から国において定められておりまして、金額は特別養護老人ホームについては月額十五万円、養護老人ホームは十万円程度となつております。

次に、野菜指定産地整備近代化事業補助金の減額の理由でございますが、この事業は野菜指定産地整備近代化事業といたしまして、農業機械の導入を図るため計画しましたけれども、国の事業採択基準について地元組合と協議した結果、国の採択基準の機械では作業上効率が悪いということで、組合として中止をいたしました。

いとこうことになりましたので減額をいたすものでございます。国の基準ではトラクターの場合三十五馬力以上となつておりますが、組合の要望は二十二馬力のものを希望いたしていただけでございます。

次に、九重小学校校舎改築工事請負費の減額理由でございますが、これは工事費六千三百万円を減額いたすものでありますけれども、五日の提案理由でも申し上げましたが、当初予算で全面改築を予定しておりましたが、県の耐力度調査の結果、一棟五百六十平方メートルが健全建物で補助対象になりませんでしたために、改築面積を補助対象面積の九百九十九平方メートルといたしたものでございます。

二〇番(石井武敏君)　ただいま御答弁をいただいたわけでござりますが、何点か御質問申し上げたいと思います。

交通安全対策特別交付金についてでございますが、御説明によりますと、交付金の元資となつてゐるのは反則金である、反則金の配分の仕方は県、國が三分の一、市が三分の一というような御答弁でございました。反則金については非常に思わぬ減額があるよう思うわけでありますが、急に減額になつてくるという傾向があると思います。反則金が還元されるという形でござりますが、三分の一という交付金ですね、この算出の根拠はどういうようになつてゐるんでしょうか。もう少しわかりやすく反則金について説明を願いたいと思います。

と言ひますのは、予想されましたが交付金が交付されなかつた、減額になつたというような例がいままであつたように思います。ですから、せっかく本年度この地域の安全施設を直すんだという

ようには計画をしておりましても、交付金が減額になることがありますので、そこでなぜ減額になるかということをもう少し理解したいと思いますので御質問するわけあります。この反則金につきまして、たとえば地元で収集できた反則金が地元にそのまま還元されるという考え方でいいのか。あるいはそれが全国的に一ヵ所に収集されまして、その中で国、県、市、町といふうにただいまの配分によって還元されてくるものなんでしょうか。反則金の性格についてお尋ねしたいと思います。

それから、小、中学校の教材費の負担についてでございます。

御答弁によりますと、教材費を予算化する過程におきまして、過去の実績を対象として見込んでいくのだという御答弁がありました。何か私が理解していく点と算出の仕方というものが前後しているように思いますので、なおこのへんを御答弁願いたいと思っています。何が理解していく点と算出の仕方というものが前後して御質問申し上げたわけでございますが、先ほど私は年間の教育目標というものがまず設定されるんではないか、そしてそこで目標に従つて方法が討議され、このような教材がこれだけ必要というものを生徒数が勘案されまして、今年度は教材費としてはこういう教育を行うからこういう教材が必要だ、だからこういう予算化をするんだというような順序でくると思ったんですが、何かそりではなくて、教材費の中でも特に補助対象になるもの、補助対象にならないものがあるよう受け取れますし、取り方によりましては、教材費の決め方、これはどういう時点での教材費が選択されてくるものですか御質問申し上げます。

それから、家庭学級につきましてですが、補助金の対象とならぬものがあるというような説明がありました。補助金の対

象とならなかつた学級の内容は、提出した内容が粗雑であったのか。内容がいわゆる国で認めていたる学級と違つていたのか。そのへんを明らかにしていただきたいと思います。

また、この補助金制度が、時期的に七月十四日というように御答弁がございます、七月十四日に補助金を請求したのかどうなのか。そのへんがよくわかりませんが、補助金制度はいつから制定されているものですか。今年初めて制定された補助金であるとか、五年前から出てきた補助金であるとか、この補助金の制度はいつごろからできているものですか。

それから、老人ホームの扶助費でございますが、ただいまの御答弁によりますと、この扶助費の増は九名増加した、増加した分の数字であるという御答弁がありました。私は先ほど申し上げましたように、今回の質問を通じまして、老人ホームの老人たちがどういう程度の生活をしているかということを確認したいために申し上げたんですが、答弁によりますと、一ヶ月の扶助費の一ヶ月の生活費の割合というものが、特別養護老人ホームについては月額十五万、養護老人ホームにおきましては月額十万ということであります。しかし、五万円の差が出でております。と申しますのは、特別養護老人ホームに入った老人と養護老人ホームに入った老人との差額が五万円でございます。一ヶ月五万円の差というのは非常に大きいよう思えるわけでございますが、どういうところから養護老人ホームに入った人と差が出てくるのか。食生活、生活内容、算出の仕方というものは一律でなければならぬよう思うわけでございます。特にこれが生活状況の差といふうにはそのまま理解できませんので、これは答弁のほうを十分承りたいと思うわ

けであります。

それから、野菜指定産地の整備近代化資金の減額でございますけれども、御説明によりますと、地元の希望に沿わなかつたので地元が希望を断念した。断念した理由は、国のはうは三十五馬力の農機具を対象にしていた、地元のはうは二十二馬力ですか、わずかに下回つた馬力数の機具を希望していた、その機械の能力の馬力の差があつたので断念したというように説明からは受け止められるわけですが、こうした国で出してきてる近代化資金の補助金制度が、制度そのものは出された時点です、こういう馬力の機械は補助金として当然入るけれども、それより小さい馬力の農機具は対象にならない、そういうようなしかるべき説明があるように思ひますと考え方でもとれるわけです。したがいまして、こういうものは入る、こういふものは入らない、なぜそういう簡単なものは、予算を組むときなぜわからなかつたのかなという単純な考えが生まれるわけです。そのへんの説明をお願いいたしたい。と思ひます。

それから、小学校の危険校舎の改築についてでございますが、これはいわゆる危険校舎としてみなされなかつたということでござります。減額といふのは、当初当局でこれは当然危険校舎として修理しよう、改築しようとして、危険校舎として判断したものが、県ではこれは危険校舎に入らないというような、当然、危険校舎としての測定の差、というものがこの減額になつて出てきています。これからもこういうことがあつたんでは困るんじゃないかというふうに私は考えますので、あえて御質問するわけでございます。

この危険校舎として当局で出したものが、どういうわけで県では認定されなかつたのか、もう少し明らかにしていただきたいと思います。おそらくそういう危険校舎を認定する資格のある人が県において、そうした人が実地調査をしてこれは危険校舎としてみなされないというふうに判断したんではないかと答弁では感じられるんですが、その人の資格といふのは、どういう資格の人があつたんでしょうか御説明願いたいと思います。

○総務部長（石田雄一君） 最初の質問でございます。交通安全対策特別交付金につきましての制度的な問題であつたと思います。この制度の根底をなすものは、交通安全対策特別交付金に関する政令というものがございまして、この政令の中に交付の基準——非常に複雑な算式になつておりますけれども、基準というものが定められてゐるわけでございます。

ごく概略申し上げますと、過去二カ年間の交通事故の発生件数の平均値、それから最近の国勢調査によります人口集中地区人口を算定の資料として使いまして、交通事故発生件数二、人口集中地区人口一、この割合をもちまして当該年度の交付金総額を案分する。そういう形で都道府県三分の一、市町村に三分の一を交付するというものであります。この額が三十万を割ります場合には県のほうに吸い上げられる。

また、この交付金の使い方でございますけれども、法令で定めます単独事業といふものがございまして、単独事業として行います交通安全部施設の設置に要する費用、その目的は限定されるわけでございます。したがいまして、交付金そのものの額の変動といふものは、財政当局といたしましてそう大きな差の出ないような

見通しを立てますけれども、先ほど市長から言いましたように、交通安全に対します意識の高揚とか交通安全思想の普及効果等によりまして、各年度事故発生件数というものの変動がございますので、それによって一応交付されているところでございます。ただ市町村におきましても、補助を受けましての交通安全施設の設置等と独自な施策がござりますので、そういうものは所管の担当課におきましての具体的な事業として上がってくるわけでございます。

○教育長（安田豊作君） 小、中学校の教材費負担の減額理由についてでございますが、石井議員さんがおっしゃるように、教育目標があつて、方法を立て、教材が必要になる、それに金が幾らかかるんだというよう立てるんじやないかと、各学校においてはそういう立てる方をしております。しかし行政的には教材費負担法という法律は、各市町村の富裕条件といいますか、それによつて差があつてはいけないんだということで、文部省が各市町村の教育の平均化といいますか、平等を期するために、その半額を負担するから、その半額を市町村が持つという法律が教材費負担の法律だと思います。

したがつて、国家的に、あるいは市としてもそういう体制でできたのは昭和五十二年で第一回の十カ年計画が終つたわけでございますが、五十三年から十カ年計画が始まつて、十カ年間に国としての考え方を基準を設けまして、十カ年間をもつてそれを継続していくこうという考え方で、本年は三年目になります。したがつて県のほうの指導によつて九・五劣と昨年度の予算にプラスして立てましたところが、国の予算の結果三・六劣におさまつて、

こういう減といふ結果になつたわけでございます。したがつてこれで終りではありますんで、これからだんだん充実していく方向にあるんだ、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

それから、二番目の家庭教育学級、婦人学級の補助金の減額でございますけれども、申請内容が悪かったんではないかという御指摘でございますが、私どものいま考えている点ではそういう意味ではなくて、市長から申しましたように、実は家庭教育学級といふのは、小学校にはずっと前から家庭教育学級というものを全部やつております。そのほかには幼母学級と呼んでいますが、これは県、国のほうでは同じ家庭教育学級といつて、幼稚園の父兄を対象とした学級をつくらないかという制度が本年度からできました。館山市は前からやつていいからどうだということで、二学級申請いたしましたが、やはりよそからも申請があつたんで一学級に減らされた。それから婦人学級については、婦人会がどんどん抜けていくというなことで、婦人団体の育成という意味から、婦人学級を委員会が主催してやってもつていうところがどんづらされました。しかし、さつき申し上げました小学校の家庭教育学級は十学級やつておりますし、幼稚園の幼母学級は一学級に削られましたけれども、その減額分は削りましたが、かの学級は全部実際にはやつております。それから婦人学級も市費によつて運営していくんだということで、補助金を削られた分だけ減額しているということでございます。

それから、少しとびますが、最後の九重小学校の工事費の減額の問題でございますが、測定の差があつたんではないか。

資格者といふのは県から来まして、技術者ですから、建築士といふいますか、そういう人が二人乃至三人来て測定します。確かに差があつたために、私どもはいいだらうと思つましたが……しかし九重についてはここ数年前から数回にわかつて測定してもらつていきました。今までの段階では二十年たたなければもう測定の資格はありませんよということで相手にされなかつたわけでござりますが、本年で二十年になりましたのでお願ひいたしましたところ、理由としては屋根がアルミぶきだということ。要するに屋根が軽いといふことが倒壊とかといふものについて強い。それから壁をはがしてみますと非常に強いすじかいが入つてゐる。それから壁が大壁といふような塗り方で、耐久度といふますか、耐久度が五千五百点に達しなかつたといふことでござります。半分の分は四千三百七十三点といふことで、五千五百点以下になりますので……。一棟はそれに達しませんでしたので、点数も教えてくれません。ちょっとのぞいて見たら七千点ぐらいを超してゐるような……。そういう状態でござります。

以上です。

○民生部長（鈴木 力君） 特別養護老人ホームと養護老人ホームの生活費と事務費を含めました措置費の違いでござりますけれども、まず入所要件が異なるわけでございまして、特老につきましては、身体上または精神上非常に欠陥があるために常時看護を必要とする者で自宅におきまして介護が困難な老人を収容いたしまして養護いたす施設でございます。したがいまして、常時看護を行つとともに健康の管理に特に注意を払つていかなければならぬ、こういう必要があるわけでござります。それから養護老人ホ

ームにつきましては、身体上、精神上、環境上の理由、それから經濟上の理由によりまして、自宅において養護できない場合におきましてその老人を収容する施設でござります。

そういうようなことから、収容施設の措置費の内訳といつましても、特老におきましては、生活費が一ヵ月一千円でござりますけれども、四万五百九十円、事務費が十一万円でござります。養護老人ホームにつきましては、生活費が一ヵ月三万一千二百九十九円、事務費が六万七千二百六十四円であります。こうしたことによりまして、特老の場合には一ヵ月おおむね平均いたしまして十五万円かかる、それから養護老人ホームにつきましては一ヵ月平均約十万円かかる、こういうことでござります。

○経済部長（山田俊康君） 野菜指定産地の整備近代化事業補助金で、なぜ最初からわからなかつたのかといふ御質問でござりますけれども、実は昨年予算編成の時点で県当局と打ち合わせをしたわけでございますが、とにかく県ともども国にあたつてみるので予算に組んでおけば何とかなるといふような言葉等もいただきまして編成をし、議決もいただいたわけでございますが、その後、過去に特例として三十五馬力以下のものを一部認めてきたけれども、五十五年度からは高い生産性農業を積極的に展開していくためにはどうしても小さな馬力のものではだめなんだということから、どうしても採択されなかつた。それでは清淨そ菜組合——神戸のレタス、大きい方の機械を買つたらといふようなことも語つたわけですけれども、たまたま神戸地区のレタスのほ場の区画が五アール程度で、大型機を入れますと作業が非常に困難になると

ざります。

○二〇番(石井武敏君) 交通安全対策特別交付金につきましては、これは御答弁によりまして、反則金が少なかったということが重要な理由であるようでございます。この反則金が交付金として還付される内容としては発生件数二、人口二というような割合で返ってくるということござりますが、この特別交付金が少なくなる、減額になるということは、反則金が少なくなった、違反者が少なくなつたというようにとれるわけでございまして、これは非常に微妙なところがあるわけでございますが、私はこの議案の質疑を通じまして、市内の交通安全施設の必要なところ、特に危険と思われる要望の強い個所を的確に掌握されて、こういった反則金の減額があり、それが交付金の減額となつてきても十分対処のできるよう基本的な考え方から交通安全施設設備のあり方といふものを考えていただきたいということを御要望申し上げて質問を終ります。

それから、小学校の教材費の減額でござりますが、私の質問の言葉の中に、各学校によつてそういうふうには、学校によつてはそういうふうに算出するんだというように答弁がありました。そこで、もう一点確認をしておきたいんですが、教材といふものは、同じ学年の生徒の使用するものというものは、市内の学校は共通しているものですか。あるいは学校の方針によって使う教材の差というものはあるんでしょうか。そのへんを明らかにしていただきたいと思います。

それから、家庭教育学級、婦人学級につきましては、補助金制度はいつからできたのかという質問に対しても、この制度がいつか

からできたという答弁が返つてきませんでしたが、もしわかつたら教えていただきたいと思います。

この学級の持つ重要な意味というものをお考えになつて、効果あらしめていただきたいという要望をいたしまして、この件に関する質問としては終りますが、補助金制度がいつからできているかということに関する答弁を求めます。

それから、野菜の指定産地整備近代化補助金についてでござりますが、何か予算の組み方が、予算に組んでおけばいただけるのではないかというような言葉がいま答弁の中にあつたわけなんですが、何か組み方が甘いように思いますが、一応今回はこの件に關しましては了承いたします。

それから、老人ホームの措置費でござりますが、もう一点だけお聞かせいたきたいと思ひますが、確かにそれぞれそこに起居している老人のいわゆる程度、寝つきり老人であるとか片方は寝つきり老人でないという差があります。しかし、この制度の生活費のぐあいを見てみると、いわゆる生活費というのは食費、医療費、嗜好品等々であると思ひますが、この差が九千円出てきているんですね。だから生活程度の差があるんじゃないかという先ほどの質問にもどるわけですが、その九千円の差というものをもう少し明らかにしてください。

それから、非常に多額に出ます事務費のあらあらの説明をお願いします。

小学校の危険校舎として認定をした、当局ではそう考えた、県のほうではそうではないと考えたという差でござります。現況がアルミぶきであり、すじかいがしつかりしていたという答弁があ

りました。危険校舎の点数も答弁によりますといまでは二十年たたなれば危険校舎とみなされなかつたということをございますが、答弁によりますと、危険校舎としてみなされる範囲が拡大されてきているように理解をしたわけでございます。この件に関してはこういう差があまり出ないようにしていただきたいと申してはこういふ差があまり出ないようにしていただきたいと申します。どううに御要望申し上げます。

○教育長（安田豊作君） 教材費に関連いたしまして、教材は学校によつて差があるのかということですが、そういう問い合わせに対しても差がある、そういうふうにお答えをいたします。学校によつて本年は理科の研究をしたいとか、体育の研究をしたいとか、ここをしたい、いろいろ方針をたてますので、その方針に従つて教材を買つていこうというような、重点的にその年によつて買つてきます。そういうことでは差の出る可能性はありますか、行政的にはそれがあまり学校によつて格差のないようにするために、教科別に充実度を調査しています。学校によつてあまり差がないよう、それから学校の中で教科の差があまりないような指導をしていく。こういうことで教材費のさつき申し上げた趣旨に沿うようになります。

それから、家庭教育学級等の補助金は何年からかということをございましたが、家庭教育制度は三十八年度からありました。それから乳幼児家庭教育学級については五十年度、それから婦人学級については二十年度からでござります。

○民生部長（鈴木力君） 特老と養護老人ホームの生活費九千円の差といふこととござりますけれども、特老の場合におきましては、六〇%程度が寝たきり老人でございます、したがいまして食

事にいたしました、排便にいたしました、すぐで常時看護をする、こういう状態に置かれている老人でございますので、当然生活費におきましてはかなりかかる、こういうなことでございまして、それから養護老人ホームにつきましては、中には自炊で賄つていくという老人もいらっしゃるわけでございますので、そういうことからいたしましても月平均いたしまして九千円の差は当然出てくるわけでございます。

それから、なお事務費につきましても同じような趣旨で、これは人件費が主でござりますけれども、特老につきましては常時看護を要する、こういう状態の老人でございますので、人件費その他についても経費が養護老人ホームに比較してかかる、こういうことでござります。

○二〇番（石井武敏君） 老人ホームの扶助費については了承いたしました。

教材費でございますが、学校間で差があるということにつきましては、また次の機会に質問をしたいと思います。本議案としては了承いたしました。

以上で質問を終ります。

○議長（五十嵐昇君） 以上で二〇番議員君の質疑を終ります。

次、一番議員神田守隆君。御登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 議案の第六十四号昭和五十五年度館山市一般会計補正予算第三号について御質問いたします。私の質問は議案の説明資料によりまして行います。

一八ページの第六款農林水産業費野菜指定産地整備近代化事業

補助金でございますが、この五百七十一万四千円の減額補正でございます。先ほど来この問題についての質疑が行われておりますので、私の質問は、効果的な予算の運用というようなことからしますと、率直に申し上げまして、大変予算の組む過程では問題があるのではないかという意見を持つわけであります。国では三十五馬力以上というお話を、小馬力のものでも認めることがあります。たんだ、だから予算に組んでおけば何とかというお話をたんですが、国がそういうふうに農業政策の上で姿勢をかえたというふうな理解をすると実は大きな問題で、大変な問題だらうと思うわけです。

特に、館山市の農業については、大変小規模ながら高収益を上げいかなければならぬという宿命というか、そういう特殊性があろうかと思います。そういう中で国が大規模なものについてだけ補助をする、小規模なものは補助を切り捨てるということになると、これは大変な問題になりかねないとと思うわけで、そこらはどういうことなのかもう少し説明していただきたいということです。

それから、もう一つは、組合のほうでは二十二馬力程度が適切なものだ、こういうお話をしたが、それではその二十二馬力のものについては国の補助金がつかないから市としては何もしないといふことなのかなどうか。このへんについてはいかがかお聞かせ願いたいと思います。

次は、二〇ページの第八款土木費の下水路工事請負費についてでございます。四百万円の減額補正であります。全額国庫支出金でするつもりであつたようですが、説明によれば「八幡都市下水路工事について国庫補助申請したが、国庫補助事業として採択されなかつた」、こうしたことあります。質問は、八幡下水路とは具体的にどこのところのことを指しておつて、国庫補助事業として採択されなかつたというのはどういう理由からなのか。その説明をお願いしたいと思うわけでございます。

この下水路という問題は、大変市民生活にとって重要な問題であります。特に私も八幡に住んでいた経緯がありますので、雨が降ると水があふれるということで、大変に迷惑をしたこともあります。そういう意味では市民の期待——予算化されたということはそういう工事が行われるということで、住民から見ればめどがついたということで、大変安堵の思いでいたんではないかと思いますが、そういうことで結果的に市民の期待を裏切つたという問題だらうと思いますので、この点についての説明をお願いいたしたいと思います。

第三点目は、同じく二〇ページ第一〇款教育費の九重小学校校舎改築事業についてであります。六千三百万円の減額補正がされて、しままで質疑されたわけであります。先ほど来の説明を聞いておりますと、県の考え方と市の考え方とでは差があつてこういふ結果になつたんだというお話をありますが、市のほうはそれではどういう基準で改築が必要だと考えられたのか。その基準といふことで、先ほど来の話では二十年たてば何とか建てかえの対象になるんではなかろうかというお考えだったということでありますが、しかしながら、現実には県のほうではそれを受け入れられなかつたわけでありますから、そういう点で從来ならば二十年たてば大体認められるということがあつたのかどうか。それが、県

の姿勢がそのへんについて大変厳しい姿勢にかわったという認識に立つべきなのかどうか、そのへんについてのお考えをお聞かせ願いたいと思うわけであります。

次に、二二ページの国保会計についてであります。五十四年度の決算では歳入が十六億八千四百万、歳出が十五億二千七百万、差引剰余金として一億五千七百万円を生んだわけで、その半分ということで基金に繰り入れる、こうしたことであるうかと思ひますが、五十五年度決算の見込みについてはどのような見通しを持っているのか。大変医療費をめぐる問題が大きな社会問題になつてゐるわけありますけれども、そのへんについてのお見通しはどうなつてゐるのか。これによつて現在基金への積み立て残金は幾らとなるのか。これは来年度の国保税が幾らになるかという上で大変重要な問題点をもつてゐるかと思いますので、お聞かせを願いたいと思うわけであります。

次に、同じく二二ページの国民宿舎事業会計について質問いたします。議案書の七九ページですが、それによれば年間の宿泊利用者数は二万九千五百六十人から二万三千百七十人に予定量を減らしてあるわけあります。数字的に見ますと二二%も予算よりお客様の数が少なくなる、こういうお見通しであるわけであります、ところが事業収益について見ますと、お金の面で収益といいう面から見ますと五%しか減っていない。また事業費用といいう点では減るどころかむしろお客様が減つているにもかかわらず、事業費用では二%の増といふことが見込まれてゐるわけであります。そこで、二二ページの国民宿舎事業会計の各支出項目であります、食事材料費は予算対比で一二%減つておる、これはお客様

人が減るわけですから当然食事材料費が減るということはあるわけで、こんなものかなという気はするわけです。しかしながら酒類及び飲物材料費に至りますては五%もふえている、そして備消耗品については五七%ふえるといふことであります。燃料費に至つては七七%予算よりも多くなる。光熱水費は八五%も多くなるということでござります。

今年度は、新鳩山荘ということで、その初年度ということであります。当初予算の見込みが大変立てにくいといふ事情はそれなりにあろうかと思います。それにしても当初予算に比べての変動が大きい。しかもその内容について、お客様が減つてゐるにもかかわらず支出がふえるというような項目、しかも大幅にというようなことで大変理解しがたいわけであります。このへんの事情についての御説明をお願いしたいと思うわけであります。

それと、もう一点は、減価償却費ですが、減価償却費が四百十一万七千円減額の補正ということであります。これは約二〇%減価償却費を減らすということになりますが、減価償却費といふものがこういう形でふえたり減つたりするということは全く理解ができないわけであります。減価償却費の計上基準、これはどういう基準で計上しようとしているのか、計上基準の変化があるのか。この点についての説明をお願いしたいと思うわけであります。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、野菜指定産地整備近代化事業補助金についての問題でございますが、政府の方針が大規模農業だけを優遇するのかと

いり御質問でございますが、今回の場合はそうではございませんで、経営規模の大小の問題ではなくて、たまたま館山清淨そ菜組合、すなわち神戸地区の農家のの方々の田んぼの大きさが小さかったため、そのため国が考へているような機械が使えなかつたというところでございます。

さらに、この場合に、市としては何もしないのかということでございますが、これはあくまでも補助事業でございます。国が三分の一、県が十分の一、市が十分の一をもつことになつておりますので、国、県の補助がございませんので、市としては出すわけにいかない、こういうことでございます。

下水路工事の請負費の問題でございますが、この下水路は富士ディーゼルの正門わきから平久里川までの間の秦堀りの下水路を、三年から四年の継続事業として整備をいたしまして、市街地内の環境改善を進めたい、そういう事業でございます。総工費約1億円を予定しているわけでございます。

五十五年度では国に要望してまいりましたけれども、採択が得

られなかつたわけでございまして、国庫補助金四百万円の歳入の減と同額の都市下水路工事請負費を減額したわけでござりますが、来年度五十六年度に採択される見通しは大変明るいというふうに感触を得ております。

九重小学校の校舎改築については教育長より答弁をいたします。

次に、国保会計の問題でございますが、本年度の予算の上期における執行状況は、予測された医療費の改定もございませんで、予算の九六%を占める保険給付費で前年対比一五%の伸びにな

つてゐるわけでございまして、順調に推移しているというふうに考えております。

それから、基金の積み立てでございますが、この七千八百万円ほど積み立てますと九千八百万円程度になる予定でございます。

国民宿舎事業会計についてでございますが、新しく新築をいたしましたので宿泊客といいますか、利用者についても相当の数の方々が利用してくださるものと期待をしていたわけでございますけれども、旅客の動向が全般的に低調でございました。これは東京駅の房總観光コーナー等に問い合わせても全般的にそういう傾向でございましたし、特にこの夏が冷たい夏であった、そうした外部要因に加えまして、極力PRに努めできたわけでございますけれども、まだそれがどうも徹底しないらみがございました、そうした内部要因もございまして、予期したほどの利用客の伸びがなかつたわけでございます。そのため、十月までの実績を勘案し、さらにそれに今後の見通しを加えまして今回補正をお願いしようとするものでございます。

特に、収入のうち、宿泊人員の減少に伴い、それに付随する食事料等が減少しておるわけでございますが、その中で酒類及び飲料物が増加しているという御指摘がございましたけれども、これは宿泊者の追加料理の増、それに伴ひまして飲物等もふえる、そういう実績から積算をいたしたわけでございます。それから燃料費につきましては灯油の値上がりと今後冬期の使用料の増加を見込んだものでございましたし、また電気料、水道料につきましては料金改定及び使用量の増加によるものでございます。減価償却費につきましては、企業会計になりましたので、従来と償却基準が

達しまして、三万円以下の備消耗品は減価償却の対象としない、損金としておとす、そういうことで減額になつたわけでござります。

以上、答弁を終ります。

○教育長（安田豊作君） 九重小学校改築についての御質問ですが、先の石井議員にお答えいたしましたものと変わりはございませんが、御質問にお答えいたします。

県の検査が辛くなつたんじやないかというような御質問でございますが、その前に耐力度——五千五百点ということをお話ししておりますけれども、そういう点数について申し上げたいと思ひます。

耐力度というのは、建築した直後、最高の点を一万点とするわけござります。それが、年数がたつて腐朽してくるに従つて点数を引いていって、五千五百点は補助対象の点数、従来は四千五百点であつたわけでござります。それを二、三年前から五千五百点まで上げたわけでございます。それをもう少し——一年ごとの制度、法律だつたんですが、昨年も予算編成時点で市長はじめ私どもが全国的な組織をもつて陳情いたしまして、国として五千五百点以下は補助金を出すという制度を続けてもらつた、ですから辛くなつたわけじゃないんです。

従来は四千五百点以下を危険校舎とみなししておつた。それから普段子供が入つて、本当の意味の危険というのは三千点以下といわれております。したがつて、五千五百点の校舎が残つておつても、普段使用には危険ではないんだということでございます。

それでは、なぜそういうものを全面改築の考え方を持つたんだ

ということでおざいます。幼稚園が一緒に入りますけれども、幼稚園が腐朽しておりましてプレハブに入つております。そして半分は三十二年前に建つて、さつきお話ししましたように五千点を割る段階までできているということがありますので、できれば、九重小といふあの校舎は地元の要望もありますので、全面改築をしたいというのが私どもの考え方で、したがつて残された一棟もぜひ補助対象にしてもらいたいというような考え方を持っておつたんでござりますけれども、これはやはり専門技師の測定で、そういうところはやはりかたくて、補助対象にならなかつた、こういうことでござります。

この中身的には、さつきちょっと申し上げましたけれども、表面的には床が割れているとか、窓ががたがたしているとかといふことは耐久度にはそう影響しないわけであります。土台が腐つているとか、柱のすそが腐つていてあるのは柱の傾斜があるとか、そういうことでございますが、そういう点が非常に健全であつたというようなことで、基準を曲げて点数を下げてくれるというような測定はできなかつたというのが実情でござります。

○議長（五十嵐 昇君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開といたします。

午前十一時五十分 休憩

午後 一時 二分 再開

○議長（五十嵐 昇君） 午後の出席議員数二十五名、休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番（神田守隆君） 再質問いたします。

まず第一点は、農林水産業費の野菜指定産地整備近代化事業補

助金の関係でございますが、先ほどの部長さんのお話を伺つておられますと、三十五馬力以下であつても運用の中で補助対象に採択してくれることもあるから、県のほうから予算として出しておきなさい、こういう指導があつたといふうに伺つたわけありますけれども、その後小馬力のものはだめなんだといふうに国の姿勢が変わつたということで、県のほうも見方が甘かつたといえども、甘かつたといふうになるかと思ひますけれども、従来運用でやつてもらつ余地はあつたといふうに先ほどの答弁では理解するわけです。しかし、その後運用ではなかなか厳しくなつたといふお話ではなかろうかと思うんです。

それに対し、市長さんの答弁では、たまたまそういうことはあつたといふことだけれども、厳しくなつたということではないと、いうふうに受けとめていたり、何かそこに事務当局の話と市長の話とでは食い違があるんではないか、こういふうに思うわけなんです。

この問題は、確かにこれ自体としては大きくなない問題ですけれども、国がいまとつてゐる農業政策の中ゆゆしき問題をはらんでいるということで、今後十分な配慮をしていただきたいと思うわけであります。

それで、先ほどの答弁の中で、小さな二十二馬力程度のものだと、国の補助があるから市としてはやらないといふお話なんですねけれども、やはり市町村と立場から申し上げますと、國の基準なり、国の補助という中ではなかなか適用にならない、そうしたことろにきめこまかく補助なりしていけるというのが市町村の特殊性だろうと思うわけでありまして、今度はしないといふ意味を

のか、やはり基本的に國がやらないことはやらないといふことで小さな農家のことについては考へないといふことのかお聞かせ願いたいと思うわけです。

それから、土木費でありますと、八幡の下水路の関係ですけれども、先ほどの答弁では来年度の採択は明るい、来年度見通しは明るい、一億円の事業といふお話だつたんですけども、今度予算として補正にあがつてるのは四百万ですから、いかにも一億円といふのは大きな工事でびっくりしたわけですけれども、数字の間違いではないのか、文字どおり一億円なのか。

来年度採択の見通しは明るいといふお話なんですかけれども、明るいといふことと同じなくてどういふ理由で不採択になつたのか。その理由がほかの市町村との均衡の上であるとか、そういうことであれば当然今度は館山市の番だということで、明るいといふことも言えますけれども、どういふ理由で不採択になつたのか。明るいといふだけでは内容がよくわからないといふことです。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、学校の問題でありますと、全面改築といふ当初の方針が変更されたといふ理由はよくわかりました。私が疑問に思つた県の態度が厳しくなつたのかといふことについても、先ほどの説明で事情は了解いたしました。結果的に見ると、当初予算を立てた段階でのもくろみが甘かつたといふことが結論ではなかろうかといふうに思ひます。そういうことで了解いたします。

次に、国保会計についてでありますと、九千八百万といふ基金の残高が出る、一億円になんなんとするような大きな金額であるわけです。基金の使い方といふことで、急激な国保税の上昇とい

うような事態に対しても、ここから流用を図つて急激な上昇を抑え、そういうことは当然考へられるわけですが、その場合にどの程度ということを考へておられるのか、何等という考え方はあるのかないのか。

それともう一つは、基金ですから当然、しかもそれを負担して

いるのは国保に加入している方々ですから、基金でなければ、当然剩余金が出れば翌年減税ということで還元されることになつてゐるわけです。基金になつたために直接翌年還元されるというこにはなりませんから、それはそれなりになるべく早い時期に還元されるということが本来の考え方からいってあるんじゃなかろうか、こういうこともあると思うわけで、それについてどういうふうにお考へであるか、期間といふ点からはどうであるか。

それから、次に国民宿舎会計でありますけれども、冷害だとかそういう事情はよくわかります。お客様が減つたという事情もよくわかりました。

しかしながら、酒類及び飲物材料費が大変ふえたということからちょっと考へてみますと、お客様が減つたのにそれが五四%もの伸びを示したわけですから、国民宿舎の利用のされ方があるいは昔の利用の仕方と違つたんではないか。たとえば家族連れて国民宿舎を利用するという形から、あるいは宴会ですか、そういう場面で使われるというような使われ方がふえたのか。客の利用の仕方が当初の予想とはかなり違つたということがあつたんではないかなという気がするんですけれども、そこらについてどうだつたのかお伺いしたいと思います。

それと燃料費や光熱水費、これは材料単価のアップということ

が大きな理由として挙げられておりましたけれども、それでは具体的な話ですけれども、プロパンガスの単価は幾らといふ見込みで、この補正の計上額では幾らといふ見込んだのか。七七年のアップというものはそれにしても大変大きいといふに考えられるので、具体的な数字でお示し願いたいと思うわけあります。

次に、減価償却費の関係ですけれども、三万円以下の備消耗品については損金に計上するといふお話ですけれども、それでも四百万を超える金額が減価償却費から減額になる。備消耗品ですから耐用年数もきわめて短かいでしょう。五年といふことでたとえば考へてみても、二千万からの単純な計算での購入予算があつたということになるわけですから一概にそれだけではないんじゃなかろうか、当然それだけでは考へられない。通常私企業であれば政策的に減価償却費をいじるとか、そういうことだとえば特別償却であるとか割増償却であるとか、そういうことがあつたり、あるいは税務上少なくするといふことがあります。でも、実務上大きく変動する、予算上大きく変動するといふことは普通はないわけです。人件費と含めて減価償却費といふのは通常は固定費だというような考え方が強いわけあります。そういうわけでこういう動きといふのは先ほどのお話だけでは了解できぬわけあります。

そこで、償却費の計上基準、先ほどの話では三万円といふことがありますから、取得価格では三万円といふことで資産に計上する、こういうお話だと思いますが、償却費の計上基準、これは耐用年数の問題があります。それから耐用年数表のどものものを適用

するかというような問題があるわけで、それについては税法の基準にのつとつてやつてやるという、そういうふうにやつてやるのかどうか。税法にのつとつてやるとすれば、三万円というのは税法では十万という基準ですから、そこらはどのように考へているのかお伺いいたします。

○経済部長（山田俊康君） 第一点の野菜指定産地整備近代化事業補助金の関係でござりますけれども、従前は確かに二十二馬力のものも認められておりましたが、本年は、すでに特例として何件か認めた中で、農林省サイドでも、二十二馬力程度のものはすでに個人所有であつて、組合所有には適さないという農林省への会計検査官の指摘等もありまして、本年度からは最低の三十五馬力以上でなければという強い姿勢が打ち出されたものであります。それから、下水道工事の関係でござりますけれども、市長が申し上げました総事業費一億円というのは間違いでございません。たまたま今回五十五年度の当初予算に計上いたしました額が一千万です。そのうち国庫補助金見込額四百万。

それで、採択の状況でござりますけれども、五十四年度には非常に雨が多かつたため、各地に浸水が多く起きました。全国的にも都市下水路の国庫補助要望が多かつたわけです。千葉県内でも市街地における浸水対策としての要望があつたので、これを優先させられたため、順位からいって館山が採択のワクの中に入ることができなかつた。五十五年の状況を申し上げますと、県下では継続事業としては二十三カ所ござりますけれども、新規として採択されたものは習志野市、流山市の二カ所しかございません。来年度は採択に明るい見通しだということでござります。

それから、国民宿舎の利用形態と/orとでござりますけれども、形態の違いがあるかということでござりますが、確かに五十五年度の当初予算をたてる際には従前の利用実績等を勘案してたましました。それが現実に六ヶ月あまりを経営してみた中では、案外多くの増し料理、それに付隨して飲物の注文が多かつた。ある意味では会議型の利用も結構出でてきている。

三万円以下の償却の関係でござりますけれども、公営企業法によります指導としては十万円と、税法と同じような指導を受けております。現実の問題として付近の国民宿舎を経営しておりますので申しますと、鷺川市が五万円、勝浦市が十万円指導どおりでござりますけれども、館山市の場合には従前二千円以上償品といふようなことでやつていた関係等もございまして、県当局とも話し合いの中で一応当面三万円ということで設定したいところで了解をいたいた次第です。

プロパンガスの関係につきましては、調査してお答えいたします。

○議長（五十嵐昇君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十九分 再開

○議長（五十嵐昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁を求めます。

○経済部長（山田俊康君） 先ほどのプロパンの関係でござりますが、プロパンガスにつきましては、当初予算に積算いたしましたものは立米単価三百十円、三千四百五十立米を積算してございます、百七万一千円。ただし、今回の補正におきましては灯油のほ

う、当初予算で積算いたしましたのが六十二円五十銭、四万四千リッターであったものが、総計で二百七十五万積算しておりますが、今回値上がりが七十四円ということと、使用量が当初見込みましたものよりも大幅に増加したためでございます。

○民生部長（鈴木 力君） 国民健康保険財政調整基金の処分についての考え方でございますけれども、一応基金の保有高目標としましては、療養給付費の約二ヵ月分の支払額に対しまして積み立てを考えている、こういうことでございまして、金額にいたしまして二億円程度を……。

それから、決算剰余金につきましては、翌年度の保険税の減税にすべてを充てるということではございませんで、やはりその年度の時点の値上げ幅と諸般の事情を勘案いたしまして考えていくわけでございますので、現在におきまして何等減税に充てるといふことは申し上げるわけにはいきません。

○一番（神田守隆君） 野菜指定産地整備近代化事業の件でござりますけれども、国の考えでは個人所有でいくべき筋のものだという見解が示されて、市もそれと同じ考え方ということで理解してよろしいんですね。市としてはこれについてはやらないといふことですから、そういうことではなかろうかと思ひますけれども、地区としてはこの問題についてそういうことじいといふ了解になつてゐるかどうか、その点をお聞きいたしたいと思います。

それから、八幡の下水路の問題については、内容はそれなりにわかりました。

それと、国保会計についても説明は説明としてわかりました。

それと、国民宿舎の関係ですけれども、いまのお話ですと、大

分区長さんの答弁と内容が違うわけで、材料単価のアップということが原因だというお話をたんでも、事務当局のお話ではどうもそうではなくて使用量の変化というようなことが実際だつたようで、答弁にあたつては慎重な答弁をお願いしたいと思うわけです。どうもそちらへんのギャップがあるようと思うわけで……。

減価償却費のこととござりますけれども、これはどうなんですか、本当に三万円以下ということだけで、四百万減額という話は本当なんですか。どうしてもそういうことで了解できないわけです。ほかにもっと理由があるんじゃないですか。

○経済部長（山田俊康君） 野菜指定産地の地区は了解済みかどうかといたことでござりますけれども、神戸地区の清淨そ菜組合が了解済みでござります。

それから、減価償却の関係でござりますけれども、三万円にいたしましても、最も大量に今回やり直しましたふとん類が全部三万円以下に入ってしまいます。一品単価といたしましてはそういうものの等を含めて考えて処理したものでござります。

○市長（半澤良一君） 燃料費については灯油の値上がりと今後冬期の使用量の増加を見込んだものであります——そういう答弁を申し上げたわけでございまして、決して経済部長の説明と違つてはいないと思います。

○一番（神田守隆君） 以上で終ります。

○議長（五十嵐 昇君） 以上で一番議員君の質疑を終ります。

- ございませんか。
- 三番（綱島憲治君） 一点だけお伺いいたしたいと思います。
 一六ページの電信電話債券購入費、これは債券購入費で工事費
 が見当らないんですが、工事費はあるのかないのか、あつたら幾
 らなのか。それをまず第一点にお伺いいたします。
- 市長公室長（汐崎政光君） これは当初予算の中の役務費、通信
 運搬費、この中で支払います。概算約八万円でございます。当初
 組みましたその予算の中で賄い得るだろう、このような見込みに
 いたしまして、今回この件の補正をいたしました。
- 三番（綱島憲治君） 役務費で支払いをするんですか。私確認し
 てないんですけれども、役務費の性格はちょっと違うんじゃない
 ですか、工事費と役務費。
- 市長公室長（汐崎政光君） 一二節役務費の中の通信運搬費、そ
 の中で従来から処理されております。
- 三番（綱島憲治君） 従来からと申しますと、何年ごろからそう
 いうことになりますか。
- 市長公室長（汐崎政光君） ちょっと、ただいま調べますので…
- 議長（五十嵐昇君） 暫時休憩いたします。
- 午後一時三十九分 休憩
- 午後一時四十分 再開
- 議長（五十嵐昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 市長公室長（汐崎政光君） 大体市においては五十二年度ごろが
 らそのように扱っているようでございますが。ちょっと、これは
 参考になろうかと思いますが、自治省の財務調査官、福利課長補
- 佐、それから固定資産税課の職員、こういった人たちの共著の地
 方公共団体の予算編成に関します指導書、これによりますと、電
 話の架設料等というものが通信運搬費の中に含まれております。
- 三番（綱島憲治君） その点は了解いたします。
 ところで、私、五時直前に電話をかけたんですが、なかなか市
 役所が出ないです。いま市役所の電話は直接通話のできる電話
 もあるようだし、そりではなくて交換手を通す電話もあるような
 ですが、特定の課に直通のできる電話等は配慮してございます
 かどうか。
- 総務部長（石田雄一君） お答え申し上げます。
 一応、勤務時間内におきます電話の状況につきましては、すべ
 て交換を通してつながってくるわけでございます。そのほか
 各部長席等々の電話が八本ほどございまして、すべてオールラウ
 ンドの時間に通ずるということではございませんけれども、勤務
 終了後のある時間まではつながるという形になっています。
- 三番（綱島憲治君） そうしますと、直接この種の電話架設等
 は普通であれば補正にならないということになると思ふんです。
 何か特別の理由があつて電話を入れたのかどうかお伺いいたした
 いと思います。
- 市長公室長（汐崎政光君） ただいまは県からここにあります石
 田総務部長派遣されているわけでございます。いままでは木更津
 から通勤いたしておつたわけでございますが、執務の都合がいろ
 いろございまして、去る十一月から長須賀にあります県の職員住
 宅、これに一家越してきてもらつてゐるわけでございます。そ
 うしますと、夜間、休日等におきまして電話がございませんもので

いろいろ支障をきたしているわけでございます。一応部長が仮りにあります期限の中の移転でございますので、本来なら個人でひとところ、そういうたる有限関係の事情を考慮しましてこの際市でこれをやろう、このように考えましてお願ひしているような次第でござります。

○三番(網島憲治君) そうしますと、総務部長さんの自宅へ電話をお引きなさるのを市が負担する、こういうことですか。

○市長公室長(汐崎政光君) そうでございます。

○三番(網島憲治君) 人情論としてはわかるんです。しかし、私ども仕事をやるのに乏しいのはちつとも苦にならない、しかし等しからざるというのがわれわれの本旨ではないわけです。そのへんが公務の厳しいところだと思うんですよ。

ついでに伺いますが、工事費が八万円、債券が十二万で二十万、見方をかえますと給与の一種にみなしてもいいんじゃないかとうふうに考えられるんです。そうしますと、特別にそういうふうなことをやること自体——確かめてございませんのでお伺いするんですけれども、何かおかしいような気がするんです。気持ちとしてはわかりますよ。わかりますけれども、そういう点からいきますと、そんならほかにも部長さんいらっしゃるんでひくべきだろ、こんなふうにも場合によつては考えられます。そのへんで私自身ととん詰めてございませんので伺いするわけですがれども、何か公法といいますか、そういう線からはずれていませんかどうかということを思うのでお尋ねしているわけでござります。

○市長公室長(汐崎政光君) 御意見ごもっともと存じますが、仮にあります短かい期間でござりますので、その間貸し与える、こ

のようなことで御了承願いたいと思います。

○三番(網島憲治君) 了解。

○一九番(石井輝久君) 委員会の審議もございますので、議案第六十八号につきましてだけ御質問申し上げます。

まず第一に、去る五日に市長から提案理由の説明がなされました。拝見いたしますと、提案説明の四ページでござりますけれども、議案第六十八号に関連いたしまして市長はこう述べていらっしゃいます。「国民宿舎事業会計については、燃料費、光熱水費等で追加するとともに食事材料費、減価償却費等で減額の補正をお願いするものであります。」、これだけが議案第六十八号に対する市長の提案説明でござります。

そこで、増額をするという燃料費三百三十五万、光熱水費は四百九十九万七千円、それから減額しようとする食事材料費は五百十六万九千円、減価償却費は先ほどの質疑にもありましたけれども四百十一万七千円。それで増額しようとする二項目、減額しようとする二項目、これをそれぞれ足しますと減額しようとするほうが多いございます。足してみればわかります。九百二十八万六千円になるわけでござります。増額しようとするほうは八百三十四万七千円になると思ひます。したがつて、差し引き九十三万九千円減額しようとするほうが多い。これは増額補正でございますから、三百万余りを補正しようとする六十八号議案。としまして、市長の提案説明は減額のほうが多くなる、減額補正の提案説明になつてしまつと思うのでござりますけれども、この点に関しまして御質問申し上げます。

続きまして、第二番目といいたしまして、先ほど神田議員からも

御質問がございました。御答弁もございましたけれども、七九ページ補正予算第二号でございます。二回目の補正、それで第二条に年間宿泊利用者数既決予定量、これは当初予算で私ども可決をした人数、年間二万九千五百六十人利用するであろうと聞いて予算を可決し、収入、支出それぞれ可決しているわけでございます。それで今回なんと六千三百九十人減らそうとする重大な提案についているわけです。これは委員会の審議がござりますからそちらのほうにゆだねますけれども、非常に重大です。

今回、提案されました六十八号議案は、市長の説明によりますと二つの増額理由がある、二つの減額理由がある。「等」とありますから、その他も含まれますから、主としてこの二つしか提案理由の説明をされておられない。それで先ほど申し上げましたように、この二つをそれぞれ足しますと減るほうが多くなっちゃう。この提案理由の説明は先ほど申し上げましたけれども、増額補正の提案説明ではなくて、これそのものを素直に読めば減額の提案理由説明となります。これは先ほど申し上げましたからお答えを求めるけれども。

二番目の質問として、二万九千五百六十人の年間利用計画を私どもは議決をして、それに伴う収入も議決をしている、そしてここへきてなんと六千三百九十人も利用客を減らそうとする、これは重大な議決の変更でございます。変更は変更で提案されたからいいんですか、提案説明の中にこういったものはうたわれてなければおかしい。六千三百九十人といいますとあと十人で六千四百人、六千四百人も見通しが狂っちゃった。しかもあれだけの立派な建物をつくっておきながら、どこに原因があるのか。国内的に、

千葉県的に観光客が減っている。一般的な趨勢としてそういうことがあるかもしません。十万人を予定して六千四百人の見通しが狂つたんなら話はわかります。しかし、二万九千五百六十人、まあ三万人としましょうか、三万人のうち六千四百人も狂つちゃったんでは、ちょっと見通しのあやまりとしては狂いが多過ぎる気がする。

お伺いしますが、私どもが審議したのは三月の当初予算議会でござりますから、予算編成をされるのはそれよりはるかさかのぼつて、いまごろからだんだん着手して予算編成が進むでございましょう。ですから年間でこれだけの利用客をあて込むその予算を編成されたところが、ある事情によってオープンが數カ月延期になつた。延期になつたから利用客が年間十二カ月を通ずると減りましたよ、こういう理由ならわかります。オープンが延期になつたために若干の年間の利用客の予定数が減つたのかどうか。大体どのくらい減つているか。二番目としてお答えをいただきたいと思います。オープンが遅れた、そのためにより年間利用者数が減つたのかということをお答えを願いたいと存じます。

それから、利用者の減。約六千四百人も利用者が減るなあとお気づきになつたのはいつごろでございましょうか、いつごろお気づきになつたのかお伺いいたします。

それから、次に同じ七九ページの三条でございます。三条はそれぞれ収入と支出の予定額を補正しようとして提案をされたわけでございます。八〇ページ支出の部について御質問申し上げます。これは支出の部で最上段既決予定額一億五千九百五十八万五千円。これは支出の既定の予算額。そしてこれに對して三百万一千円を

補正しようとして、そしてその結果一億六千二百五十八万六千円としようとする、こういう提案でございます。

ところで、今度は予算の説明資料の一四ページ各会計の総括表でございます。この欄の中の一番下から三番目に国民宿舎の会計が示されております。当初予算額は私ども議決いたしました一億五千九百五十八万五千円が記載されております。その次に現計予算額として一億六千百六十九万五千円が記載されております。そしてその次に今回補正しようとする三百萬一千円が記載されております。そして補正後の額として一億六千四百六十九万六千円ということが記載されております。

ところで、予算書の八〇ページで提案されております 予算書

支出の部、これは三百萬一千円を増額しようとする、その結果として一億六千二百五十八万六千円になりますという提案でございます。ところが、ここに不思議なことに、現計予算額、これは議会として議決をしたこともなければ全く関知しない、つまり二百十一萬がここにぼつと上積みされて現計予算額として記載されております。しかも、この説明書の一番あとの補正後の額は予算書で一億六千二百五十八万六千円に増額をしようと市長は提案され奉りますけれども、予算説明資料のほうの会計総括表の補正後の額は一億六千四百六十九万六千円、つまり予算書と説明資料の補正後の額に二百十一萬の違いがある。この理由について御説明承りたいと存じます。

○経済部長（山田俊康君） 第一点目の市長の提案理由の説明の中の言葉でございますけれども、「減価償却費等で」ということで御理解いただきたいと思います。

今回、六千三百九十名も減になるのはなぜかということでございますけれども、御指摘のありましたように、オープンが現実の問題として六月からということで、当初計画いたしました五月からというわけにはちょっとまいりませんでしたので、そのための宿泊者の減もあつたわけでございます。

もう一つ申し上げたいのは、当初予算積算にあたっては、当然新しい施設であるため相当の人たちが利用してくださるんではないだろうかというようなことから、ある意味ではちょっと多目だったのかもしれません。実際にふたを開けて現在まで経営してみたところ、現況はこのようになってしまったということでござい

ます。
減る時期については、気づいたのはいつごろかということです。さいますが、とにかく営業を開始いたしまして夢中で夏を過ぎました。ところが、ここに不思議なことに、現計予算額、これは議会でいたところ、九月、十月、十一月とだんだん落ちてきたということから、これでは当初計画どおりにはいかないということを気がついたのは十一月になつてからということでございます。

それから、現計予算と二百十一萬違うんじゃないかという御指摘でございますが、これは九月の定期議会におきまして一号の国民宿舎事業特別会計補正予算お願いいたしました。その額が二百十一萬でございます。それとびつたり符合しております。

○一九番（石井輝久君） 委員会もありますから、あとは簡単に再質問いたします。

第一点でございますけれども、「等」で理解をしてもらいたいという御答弁でございますけれども、これは将来の問題もありま

(一)

すので、私はあえて取り上げてみたわけです。これは素直に、どう提案理由の説明を、六十八号に関してだけ熟読玩味しても、「等」を含めましても、どう考えたって差し引きが合わない。三百万の増額にならないと思います。ですから、今後の問題もござりますけれども、私どもに説明をされる、市長の提案理由の説明としてはもとて的確な説明を要求いたします。

はなはだしく的確性を欠いています。現に、いま指摘したとおり、質問しましたが、この内容には重大な変更がございます。提案説明にそれを載せるかどうかは市サイドの考え方ですか……。

しかし、私どもに提案説明をするんですから、的確性をもつた御説明をいたしかないと。燃料費がふえました、光熱水費がふえました、食事材料費が減りました、減価償却費が減りました等で、三百万一千円の増額をする、これ説明になつていません。これは将来の問題として指摘して、再答弁は求めません。

それから、二番目でございますけれども、気がついたのは、だんだん減っていました十一月になつて気がつきましたといふことでございました。十一月になつて気がついたと言つても、確かに館山は夏季型観光地であります、六、七、八——もつと厳密に言うなら六、七、それから八月の上旬がピークであります。しかし一般的には秋は観光シーズンです。だんだん減つていって十一月に気がついた。民間ではちょっと考えられないような気づき方の遅さだと思いますよ。だけれども、気づいたのが十月という御答弁ですからそれでやむを得ませんけれども……。

それから、この前に御指摘しながら質問申し上げたんですが、オープンが遅れた、このために幾らか減ったんではなかろうかと

いう質問に対しまして、確かに遅れたために減もあったという御答弁。オープンが遅れたためにどのくらいの減になつたのかということになりますけれども、委員会もありますからそちらのほうでまた質疑いたしたいと思ひますけれども、それは私ども事情も了解しておりますが、オープンが遅れたためにかなりの利用者の減少を来したとするならば、オープンが遅ることになつた原因者に対する何らかの措置を考えなくてよろしいものかどうか、こういふうふうに考えます。そこらのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、三点目として、これは私がうかつで率直に訂正をしながらおわびをしますが、二百十一萬、私が先ほど発言中に「私どもが全く知らないうちに二百十一萬が増額された」ということは、全面的に撤回いたします。私がうかつだためでございますので、この点は率直におわびを申し上げます。

ところで、会計総括表の一一番末尾の補正後の額で一億六千四百六十九万六千円になつております。予算書の支出の末尾で一億六千二百五十八万六千円に補正をしようとしているというんですけれども、この補正後の額でこれだけの違いがあるのはどういう理由ですか、もう一遍お伺いをいたします。わかりますか、説明資料の補正後の額と予算書の補正後の総額との金額の違い、これはどういうわけでございましょうか、お伺いいたします。

○經濟部長(山田俊康君) オープンが遅れたため、その原因者に何らかの措置というお話でござりますけれども、この問題につきましては工事をしている過程において予期しなかつた戦時中の防空壕が出まして、そのための工事の遅延等で、工事者の一方的な

責任というわけにもまいらなかつたため特別な措置等については
考えておりません。

それから、ただいま御指摘の予算書の場合でございますけれども、今回の補正には収益的収入及び支出だけが出ておりまして、九月の補正の際に資本的収入、支出が二百十一万ございます。企業会計でございますので、収益的収入、支出と資本的収入、支出の合計額が補正後の額一億六千四百六十九万六千円になるという次第でございます。

○一九番（石井輝久君） 最初の質問に対する答弁、これはまた委員会のほうに譲りまして、ここでは質問を打ち切ります。

その次の予算ですけれども、会計総括表で当初予算額一億五千九百五十八万五千円、それを現計予算額で二百十一万を九月議会で可決をしたために現計予算がふえ一億六千百六十九万五千円になつてゐるんだという先ほど御答弁をいただいたんで、私は私の発言を一部訂正したわけでござりますけれども、そうすると、私どもは六十八号国民宿舎に関しまして議決したもの、つまり当初予算で議決をし、九月議会で議決をしたもの額は一億六千五百九万五千円である。こういうことでございましょうか。そうすると八〇ページの支出の部の既決予定額は当初予算の可決額といふことになりますが、どうぞお聞きください。

○一九番（石井輝久君） 以上で終ります。これはまた委員会のほうに……。

○二二番（藤田益治君） 簡単に一点だけお伺いしたいと思いますが、四三ページの補正予算の給与費明細書に関連して、予算的に云々ということではないんですが、ここに示されております補正前の議員数二十九名、補正後の二十九名といふふうなことで数字が計上されておりますが、実態におきましては現在二十八名といふことになつてあります。そのへんの考え方。どのような考え方をされておるのかお示しいただきたいと思います。

○総務部長（石田雄一君） お答え申し上げます。

資料の四三ページ補正予算給与費明細書につきましては、議案第六十四号一般会計補正予算の明細といふ形でつけてございまして、この特別職の内訳につきまして今回補正後の数字として推移いたしましたのは、その他の欄にございます非常勤特別職、これ

○経済部長（山田俊康君） お答え申し上げます。

○國民宿舎会計当初予算の場合には資本的収入、支出が予定され

ておりませんでした。そして九月議会におきまして資本的収入、支出を補正で二百十一万お願いいたしました。國民宿舎会計におきましては予算の成り立ちが収益的支出と資本的支出、二つを合算したもので成り立っております。ですから、当然今回補正をお願いいたしておりますのは収益的収入及び支出の補正をお願いしてございますので、当初予算にお願いした額と同じことになります。で、現計予算ということになりますと、資本的収入、支出も合わせた予算額ということになりますので、当然この総括表にありますように一億六千百六十九万五千円ということに相なるわけでござります。補正後の額一億六千四百六十九万六千円が正しいわけでございます。

○一九番（石井輝久君） 以上で終ります。これはまた委員会のほうに……。

は選挙立会人等の数字の調整に基づく変更でございますけれども、議員につきましての二十九名、かつ給与費、共済費、合計等々の数字につきましては、補正予算の給与費という形において特に変更がなかつたわけでござります。ということで、当初予算の時点での議員の職員数を入れてございます。その後確かに議員さんの数字といふものの移動があつたわけでござりますけれども、ただその次の四四ページ以下の一般職等々の職員数の推移といふものも年間を通じましてございまして、そうした変更等の関連上、当初予算の数字そのままに載せてあるわけでござります。

○一二番(藤田益治君) いわゆるその他の欄でも当然数字が変更しておる、なおかつ一般職の場合も補正前、補正後の数字が変わってきておる。とかく新聞紙上、マスコミ等話題になつております

○二二番（藤田益治君）　いわゆるその他の欄でも当然数字が変更しておる、なおかつ一般戦の場合も補正前、補正後の数字が変わっておる。とくに新聞紙上、マスコミ等話題になつてあります給与云々というふうな問題等もありまして、あくまでも明細書で趣旨はわかるんですが、考え方として、現時点におきまして議員の実際数は二十八名ということは、これは事実でございます。そのへんに対し、二十八名しかいない議員をなぜ二十九名といふ形で明記されておるのか。そのへんについていま一遍お伺いいたします。

○総務部長（石田雄一君）再質問に対しまして御答弁いたします。
関係の各款項の数字の移動があつた場合のみに訂正をさせて
ただくという基本的な考え方がございまして……。

○――番（藤田益治君） そうしますと、関係の各款が移動があつた場合には明細書が変化してくる。しかば元にもどしまして、補正の趣旨はなんであるか。補正の趣旨、目的に対しても伺いしたいと思います。

○総務部長（石田雄一君）　ただいまの御質問でござりますけれども、あくまでも各科目におきます予算計上数字の変更のあつた場合のみに一応補正とさう……。

○一二番（藤田益治君） 変更があつた場合——実際に変更が生じてきておるわけです。私がいま御質問申し上げたのは、どのような目的と趣旨で補正をするのかということをお伺いしておるわけでございます。

○総務部長（石田雄一君）最初の説明で触れたように、議案第六十四号のあくまでも一般会計補正予算という予算の数字に基づきましての説明資料ということをございましたので、その数字に変更がなかつたといふようなことから、当初予算に載せました数字並びに議員、職員を載せたわけでござります。

○一二二番（藤田益治君） 総務部長さんね、補正予算の目的、趣旨何のために補正をするんだ、またその必要はどこにあるのか。たとえば議員の場合におきましても一名減つておる、補正の必要があるんではないか。補正の目的と趣旨をお伺いしているわけでござります。

○総務部長（石田雄一君） 総括的な説明になるわけでございますが、市長の提案説明の中に触れてござりますとおり、条例関係議案二件、一般議案一件、補正予算関係五件ということで提案させていただいておりまして、その中で議案第六十四号でございますけれども、人件費の「答弁違う」と呼ぶ者あり補正という形で、各給与費の明細ということで掲載しております。

○一二二番（藤田益治君） このあと委員会もあるようですが、市長の説明の中にも、「この内容の主なものとしましては、各款にわ

たつて人件費の補正があります」というようなことも説明されておるわけでござりますが、総務委員会等でじっくりとの問題について御審議願うことにいたしまして質問を終ります。

○議長（五十嵐 昇君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（五十嵐 昇君） ただいま議題となつております議案第六十四号乃至議案第六十八号昭和五十五年度館山市一般会計及び特別会計補正予算は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

請願書の上程

○議長（五十嵐 昇君） 日程第三、請願第四号館山幼稚園園舎早期建設実現に関する請願書を議題といたします。

請願書の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（五十嵐 昇君） 朗読は終りました。

請願書の趣旨説明

○議長（五十嵐 昇君） 次に、請願趣旨について紹介議員の説明を求めます。

（七番議員古賀礼四郎君登壇）

○七番（古賀礼四郎君） ただいま議題となつております請願第四号館山幼稚園園舎早期建設実現に関する請願書につきまして、紹

介議員を代表して請願趣旨について御説明申し上げます。

皆さま御承知のとおり館山幼稚園は昭和二十八年建設され、その敷地が非常に狭隘であり、現在の敷地は千六百六十五平方メートルで、国の基準の五八%しかなく、この地に改築をするのでは二階建ての幼稚園を建てざるを得ず、運動能力や判断力が未発達な幼稚園児には危険であります。さらに、将来この地区は園児の増加が見込まれる地区であり、その際増築することも現在のことろでは不可能となります。また、現時点での市の構想である鉄筋二階建てのものではブレイルームも考慮されておらず、現在の地に改築するトスレば館山小学校の敷地にまで食い込むことになり、それでもまだ国の基準にはほど遠い建物しか建築できない状況であり、さらに小学校との関係も種々複雑な問題が出てくるものと考慮されます。

そこで、新園地を購入し、国の基準に適合する十分な敷地を有する平家建ての新園舎を建設し、将来の立派な館山市民の育成の場として、ぜひともめどりのある情操豊かな園児教育を実施されるよう父兄は切望しております。このような趣旨から是が非でも新園地の購入、新園舎の建築計画の具体化を強力に推進していくだきたいというのが願意であります。

各位の御理解によりぜひとも採択されるようお願いいたしまして、請願の紹介にかえさしていただきまます。

○議長（五十嵐 昇君） 以上で説明は終りました。

委員会付託

○議長（五十嵐 昇君） 本請願書につきましては、文教民生委員

会に付託をいたします。

延 会 午後二時三十四分延会

○議長（五十嵐 昇君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よつて本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明十二月十日から十二日まで委員会審査のため休会、次会は十三日午前十時開会いたします。その議事は議案第六十一号乃至議案第六十八号にかかる各委員会における審査の経過並びに結果の報告、討論、採決及び追加議案等の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、議案第六十一号乃至議案第六十八号
- 一、請願第四号